

青森県農業改良資金事務処理要領

平成22年9月30日青団経第322号青森県農林水産部長通知
最終改正：令和4年3月23日青団経第473号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、農業改良資金通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により知事が行う貸付資格の認定に係る事務手続き並びに青森県農業改良資金貸付規則を廃止する規則（平成22年9月青森県規則第47号）による廃止前の青森県農業改良資金貸付規則（昭和31年10月青森県規則第70号。以下「旧規則」という。）及び農業改良資金青森県貸付金貸付等要綱の廃止について（平成22年9月30日付け青団経第321号青森県農林水産部長通知）による廃止前の農業改良資金青森県貸付金貸付等要綱（平成14年12月24日付け青団経第925号青森県農林水産部長通知。以下「旧要綱」という。）の定めるところにより県が貸し付けた農業改良資金の償還手続き及び債権管理に係る事務手続きについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 借受者 県及び融資機関から農業改良資金の貸付けを受けた農業者又は農業者の組織する団体（以下「農業者等」という。）をいう。
- 融資機関 転貸により農業者等に農業改良資金を貸し付けた金融機関をいう。
- 窓口機関 農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「資金基本要綱」という。）第4の1に定める窓口機関をいう。
- 県貸付金 農業改良資金の貸付けに必要な資金として県が融資機関に貸し付けた資金をいう。
- 直貸 県が直接農業者等に農業改良資金を貸し付けることをいう。
- 転貸 県貸付金の貸付けを受けた融資機関が農業者等に農業改良資金を貸し付けることをいう。

第2章 貸付資格の認定事務手続き

(貸付資格の認定申請及び提出書類)

第3条 法第6条第1項の規定による貸付資格の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、次に掲げる提出書類（以下「申請書等」という。）を窓口機関へ提出するものとする。

認定申請者	提出書類	様式	提出部数
農業者及びその組織する団体（ただし、下欄に該当するものを除く。）	農業改良資金貸付資格認定申請書	農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）様式1	1部
	[添付書類] 農業経営改善関係資金（前向き制度資金） 借入申込希望書（長期資金）（以下「借入申込希望書」という。）	資金基本要綱別紙1	
	経営改善資金計画書	資金基本要綱別紙2の(1)又は(2) ただし、資金基本要綱第3の1の(1)なお書きに該当する場合は、上記に代えて、別紙2の(3)又は(4)を使用することができる。	
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第4条第2項第2号イに掲げる措置を行う同条第一項の認定を受けた中小企業者（当該中小企業者が団体である場合におけるその直接又は間接の構成員が当該措置を行う場合を含む。以下「認定中小企業者」という。）	農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）	基本要綱様式6	1部
	[添付書類] 認定農商工等連携事業計画 借入れ申込みに係る書類	農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。） 基本要綱第4の6の(1)に基づき公庫が定める様式	
米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第4条第2項第3号の農業改良支援措置を行う同法第8条第1項の規定により読み替えて	農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）	基本要綱様式6	1部
	[添付書類] 認定生産製造連携事業計画	米穀新用途利用促進法第5条第3項の認定生産製造連携事業計画（以下「認定生産製造連携事業計画」という。）	
	借入れ申込みに係る	基本要綱第4の6の(1)に基づき公庫が	

適用する法第3条第1項第1号の認定製造事業者等（以下「認定製造事業者等」という。）	書類	定める様式	
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（株式会社日本政策金融公庫法（平成22年法律第67号）第2条第3号に規定する中小企業者に限る。以下「促進事業者」という。）	農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）	基本要綱様式6	1部
	【添付書類】 認定総合化事業計画	六次産業化法第6条第3項の認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）	
	借入れ申込みに係る書類	基本要綱第4の6の(1)に基づき公庫が定める様式	

（貸付資格認定申請書等の送付）

第4条 窓口機関は、前条の規定により申請書等の提出があったときは、基本要綱様式4により、認定申請者の住所地を所管区域とする地域県民局長へ送付するものとする。

（貸付資格の認定の審査）

第5条 地域県民局長は、前条の規定により申請書等の送付を受けたときは、速やかに、別記に定める認定基準に照らして認定審査を実施するものとする。

（貸付資格の認定の審査結果通知）

第6条 地域県民局長は、申請書等の受付から原則として2週間以内に、第1号様式に第2号様式を添付して窓口機関に対し、又は、第3号様式により知事に対し、農業改良資金の貸付資格の認定の審査結果を通知するものとする。ただし、当該期限内に通知することができないやむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

2 窓口機関は、前項の規定により受け取った第2号様式を、認定申請者に送付するものとする。

（貸付資格の認定実績の報告）

第7条 知事は、前条第1項の通知による貸付資格の認定件数等を基に、農業改良資金制度の運用

について（平成14年7月9日付け14経営第2044号農林水産省経営局長通知）様式第1号により、毎年度の貸付資格の認定実績を当該年度の翌年度の5月末日までに東北農政局長に報告するものとする。

第3章 農業改良資金の償還手続き及び債権管理

第1節 転貸の場合

（一時償還）

第8条 融資機関は、借受者が農業改良資金借用証書（旧要綱参考様式第2号）特約条項第1条各号に該当する場合は、当該借受者に対し、農業改良資金の全部又は一部につき、一時償還の請求を農業改良資金一時償還請求通知書（参考様式第1号）により行うものとする。

2 融資機関は、前項の規定による一時償還請求をしようとするときは、あらかじめ地域県民局長へその旨を通知するものとする。

3 地域県民局長は、前項の規定により通知があったときは、知事へその旨を報告するものとする。

4 融資機関は、一時償還により償還金を受領したときは、速やかに知事に県貸付金の繰上償還を行うものとする。

（繰上償還）

第9条 融資機関は、借受者が約定償還期限前に自己の都合により農業改良資金の全部又は一部を繰上償還しようとするときは、農業改良資金繰上償還届（旧要綱参考様式第5号）1部を融資機関へ提出させるものとする。

2 融資機関は、前項の農業改良資金繰上償還届を受理したときは、借受者からの繰上償還金の収納手続きをとるとともに、農業改良資金県貸付金繰上償還届（旧要綱第7号様式）1部を地域県民局長を経由して知事へ提出するものとする。

3 知事は、前項の農業改良資金県貸付金繰上償還届に基づき、直ちに納入通知書を発行し、融資機関へ送付するものとする。

4 融資機関は、前項の規定による納入通知書により県貸付金の繰上償還金を納入するものとする。

（償還金の収納手続等）

第10条 融資機関は、借受者の約定日までにそれぞれの機関で定める方法により償還金を収納するものとする。

2 融資機関は、知事が発行する納入通知書により県貸付金の償還金を県に納入するものとする。

（支払猶予の事務処理）

第11条 融資機関は、旧要綱第5の14の規定による農業改良資金支払猶予申請書（旧要綱参考様式第6号）を受理したときは、速やかに地域県民局長へ農業改良資金県貸付金支払猶予申請書（旧要綱第8号様式）を提出するものとする。

- 2 地域県民局長は、前項の規定により提出のあった農業改良資金県貸付金支払猶予申請書の内容を審査し、猶予することが適当と認めた場合は、融資機関へ農業改良資金県貸付金支払猶予決定通知書（旧要綱第9号様式）により通知するとともに、知事にその写しを送付するものとする。
- 3 融資機関は、前項の規定により通知を受けたときは、当該借受者に対し農業改良資金支払猶予決定通知書（旧要綱参考様式第7号）により通知するものとする。
- 4 地域県民局長は、第1項の規定により提出のあった農業改良資金県貸付金支払猶予申請書の内容を審査し、猶予をしない旨の決定をしたときは、融資機関にその旨を通知するものとする。この場合において、償還金の支払期日を過ぎて支払を猶予しない旨の決定をしたときも、第14条第1項の違約金を徴収するものとする。

（借用証書変更証書の提出）

- 第12条** 借受者は、第9条の規定による繰上償還をしたとき、又は前条の規定による支払猶予の決定通知を受けたときは、直ちに農業改良資金借用証書変更証書（参考様式第2号）を融資機関へ提出するものとする。
- 2 前項の規定により農業改良資金借用証書変更証書の提出を受けた融資機関は、農業改良資金県貸付金借用証書変更証書（第5号様式）を知事へ提出するものとする。

（督促等）

- 第13条** 融資機関は、借受者が償還期限までに償還しないときは、当該借受者に督促を行うものとする。

（違約金）

- 第14条** 融資機関は、借受者が支払期日に償還金又は一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を徴収するものとする。なお、違約金額の計算式は次式によるものとし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{違約金額} = \frac{\text{延滞金額} \times \text{延滞日数} \times 12.25\%}{365}$$

- 2 融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合には、徴収した金額につき、速やかに県に納付するものとする。ただし、融資機関が県貸付金の償還金を支払期日に支払っている場合は、この限りではない。
- 3 知事は、融資機関が、支払期日に償還金又は一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を徴収するものとする。ただし、借受者による農業改良資金の償還が支払期日までに行われなかった場合には、融資機関が償還すべき支払期日の翌日から借受者又はそれに代わる者による支払当日までの日数を、上記日数から控除することができるものとする。

(借用証書の返戻)

第15条 知事は、融資機関の県貸付金の償還（違約金の支払を含む。）が完了したときは、農業改良資金県貸付金借用証書を融資機関に返戻するものとする。

第2節 直貸の場合

(一時償還)

第16条 地域県民局長は、借受者が農業改良資金借用証書（旧規則第4号様式）特約条項第1条各号に該当する場合は、当該借受者に対し、農業改良資金の全部又は一部につき、一時償還の請求を農業改良資金一時償還請求通知書（第6号様式。以下「一時償還通知書」という。）により、農業協同組合（以下「農協」という。）を経由して行うものとする。

2 地域県民局長は、前項の規定による一時償還の請求をしたときは、直ちに一時償還通知書の写しを知事に送付するものとする。

3 知事は、前項の規定により一時償還通知書の写しの送付を受けたときは、直ちに納入通知書を発行し、農協を経由して、当該借受者に送付するものとする。

(繰上償還)

第17条 借受者は、約定償還期限前に自己の都合により農業改良資金の全部又は一部を繰上償還しようとするときは、農業改良資金繰上償還届（第7号様式）1部を農協及び地域県民局長を経由して、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の農業改良資金繰上償還届に基づき、直ちに納入通知書を発行し、農協を経由して、借受者に送付するものとする。

(償還金の収納手続等)

第18条 農協は、借受者から県が発行する納入通知書により償還金を収納したときは、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第188条の規定により、領収証書を借受者に交付し、又は送付するものとする。

2 農協は、借受者から県が発行する納入通知書によらず償還金を現金で収納したときは、領収証書（財務規則第24号様式）を借受者に対し交付した上で、速やかに現金払込書（財務規則第26号様式（その2）手書き作成用）を作成するものとする。

3 償還金の収納に係る事務手続については前2項に定めるもののほか、財務規則の規定によるものとする。

4 第2項の規定により現金を収納したときは、速やかに当該償還金の借受者氏名、納入金額、納入日等について知事へ報告するものとする。

5 知事は、借受者からの償還金の収納を確認したとき（借受者が農協へ納入した場合を除く。）は、速やかに、当該償還金の借受者氏名、納入金額及び収納日について、当該貸付金の取扱農協に報告するものとする。

(支払猶予の事務処理)

第19条 地域県民局長は、旧規則第17条の規定による農業改良資金支払猶予申請書（旧規則第6号様式）を受理したときは、速やかにその内容を審査し、猶予することが適当と認めた場合は、当該申請者に対し農業改良資金支払猶予決定通知書（旧規則第7号様式）により通知するとともに、知事及び農協にその写しを送付するものとする。

2 地域県民局長は、前項の農業改良資金支払猶予申請書の内容を審査し、猶予をしない旨の決定をしたときは、当該申請者、知事及び農協にその旨を通知するものとする。この場合において、償還金の支払期日を過ぎて支払を猶予しない旨の決定をしたときも、第22条の違約金を徴収するものとする。

(借用証書変更証書の提出)

第20条 借受者は、第17条の規定により繰上償還したとき、又は前条の規定により支払猶予の決定通知を受けたときは、直ちに農業改良資金借用証書変更証書（第8号様式）を農協を経由して知事へ提出するものとする。

(督促等)

第21条 農協は、借受者が償還期限までに償還しないときは、当該借受者に督促を行うものとする。

(違約金)

第22条 知事は、借受者が支払期日に償還金又は一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を徴収するものとする。なお、違約金額の計算は第14条第1項の規定によるものとする。

(借用証書の返戻)

第23条 知事は、借受者の農業改良資金の償還（違約金の支払を含む。）が完了したときは、農業改良資金借用証書を農協を経由して、借受者に返戻するものとする。

第3節 その他

(延滞状況の報告)

第24条 農協は、借受者が償還期限を過ぎてもなお償還しないものについて、四半期ごとにその状況を各四半期末の翌月の5日までに農業改良資金償還金延滞状況報告書（第4号様式）により知事へ報告するものとする。

附 則（平成22年9月30日青団経第322号）
この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日青団経第565号）
この要領は、平成23年3月24日から施行する。

附 則（平成24年1月17日青団経第475号）
この要領は、平成24年1月17日から施行する。

附 則（平成24年3月23日青団経第589号）
この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日青団経第473号）
この要領は、令和4年3月23日から施行する。

別記

第1 貸付資格（農業改良措置計画）の認定基準について

貸付資格を認定する場合の農業改良措置の要件は以下のとおりとする。

(1) 新たな農業部門の経営の開始

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目（品種を含む。）区分へ進出する場合であり、作目区分は以下の区分を基本とする。なお、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培と施設栽培のように、技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては別の区分とすることができる。

米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他の家畜

(2) 新たな加工の事業の経営の開始

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合。

(3) 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入

農業者等（法第3条第1項第1号に規定する農業者等をいう。以下同じ。）にとって新たな技術又は取組で、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合。

(4) 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合。

(5) 認定中小企業者に対する貸付けについては、農商工等連携促進法第8条第1項の認定農商工等連携事業を行う連携先の農業者等（連携先の団体（農商工等連携促進法第2条第2項の団体をいう。）の構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）である農業者等を含む。以下「連携先の農業者等」という。）が認定農商工等連携事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、連携先の農業者等の経営改善に寄与する寄与度が高いと認められる以下の措置。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、認定中小企業者が連携先の農業者等に代わって、当該連携先の農業者等が行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該連携先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械や、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物又はその加工品（以下(5)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該連携先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準として、

- ① 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること
 - ② ①の引受けについて、認定中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低5年以上の契約を継続することが見込まれること
- のいずれも満たさなければならない。

- ③ なお、認定中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれること」の具体的な判断基準については、イの①から③までの規定を準用する。この場合において、イの③中「生産等」とあるのは、「販売」と読み替えるものとする。

- (6) 認定製造事業者等に対する貸付けについては、農業経営に必要な施設であって、新用途米穀（米穀新用途利用促進法第2条第2項に定める新用途米穀をいう。以下同じ。）の生産の高度化に資するものの設置。

「農業経営に必要な施設であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置」とは、認定製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものとする。

- (7) 促進事業者に対する貸付けについては、六次産業化法第9条第1項の認定総合化事業を行う支援先の農業者等（支援先の団体（六次産業化法第3条第1項の団体をいう。）の構成員等である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。）が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。以下(7)において同じ。）の生産（六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下(7)において同じ。）又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品（以下(7)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれること」の具体的な判断基準については、イの規定を準用する。この場合において、イ中「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

第2 貸付資格の認定に当たって留意すべき事項

1 新たな農業部門又は加工の事業の経営の開始については、既存の経営を総合的に勘案し、貸付けを行うことにより、農業者等の所得の向上や経営の効率化、安定化等が図られる見込みがあることを要することに留意するものとする。

2 農畜産物等の新たな生産方式の導入については、以下に留意するものとする。

(1) 生産方式の改善は、単一の技術導入ばかりでなく、能率的な技術又は合理的

に組み合わされた一連の技術によって行われることにも配慮すること。

この場合の「技術の合理的な組合せ」の判断に当たっては、本資金により導入する施設、機械等だけでなく、当該農業者等が既に所有している施設、機械等も含め、これらの施設、機械等による技術の組合せを総合的に判断しなければならない。

(2) 導入する技術・生産方式については以下に例示するが、この他の技術・生産方式の導入についても、地域の実情をしん酌しつつ農業者等個々の農業経営の改善内容に応じて適切に判断するものとする。

(バイオテクノロジー導入)

- ・ 有害なウイルスに汚染されていない野菜又は花きの苗を生産し、又は増殖するための技術を導入する場合

(生産環境改善)

- ・ 農業生産に伴う生産環境の悪化を防止するための技術を導入する場合

(生産組織)

- ・ 農業者の組織する団体又はその構成員が当該団体において決定されたその構成員との間における取決めに従いその農業の生産行程を遂行する場合において、当該団体が、当該生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合

(水田農業)

- ・ 水田において行う農業の生産行程の規模を拡大し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、当該拡大後の規模における生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合
- ・ 水田における稲の直播又は移植から収穫までの一連の作業の省力化を行い、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、その農業の生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合
- ・ 農業者の組織する団体において決定された取決めに従い水田における稲及び稲以外の作物の組合せ並びに栽培管理方法の改善を行う場合において、その生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する稲以外に係る一連の能率的な技術を導入する場合
- ・ 水田において栽培する作物を稲（飼料の用に供するものを除く。）以外のものに転換することによりその農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、その生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する稲以外に

係る一連の能率的な技術を導入する場合

(環境保全型農業)

- ・ 化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を原則として使用しない農業又はその地域において通常行われる有害動植物の防除若しくは施肥と比較して化学的に合成された農薬若しくは肥料の使用を減少させる農業を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(畑作)

- ・ 畑地における作物の種類のコボ合せ及び栽培管理方法の改善によりその作付体系を合理化し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合
- ・ 畑地における作物に係る収獲物の品質の改善を図る生産方式を導入する場合
- ・ 畑地における作物のは種又は植付けから収獲までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

(果樹)

- ・ 栽培する果樹の品種の転換、ウイルスフリー樹、ボックス栽培、高畝栽培若しくはマルチ栽培への転換又は前進出荷品質向上施設の導入により、果実の品質の改善を図る生産方式を導入する場合
- ・ 果樹の栽培から果実の収獲までの一連の作業の省力化を促進する生産方式を導入する場合
- ・ 改植又は規模拡大を伴う新植により栽培する果樹以外の種類の果樹を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(野菜)

- ・ 気象上の原因により野菜の生育が阻害されることを防止する生産方式を導入する場合
- ・ 野菜の生育条件を総合的に調節し及び管理する生産方式を導入する場合
- ・ 野菜のは種又は植付けから収獲又は調製までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

(花き)

- ・ 気象上の原因により花きの生育が阻害されることを防止する生産方式を導入する場合
- ・ 花きの生育条件を総合的に調節及び管理する生産方式を導入する場合
- ・ 花きのは種又は植付けから収獲又は調製までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

(畜産)

- ・ 飼料の自給度の向上、乳牛の飼養管理方法の改善、肉用牛の飼養規模の拡大若しくは飼養管理方法の改善、豚の飼養管理方法の改善又は鶏の飼養管理方法の改善により、酪農、肉用牛生産、養豚又は養鶏の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(地域農業技術及び加工技術)

- ・ 地域の自然的条件及び農業事情からみて農業経営の改善を促進するために特に普及を図る必要があると認められる能率的な農業の技術や付加価値を高める農畜産物の加工の技術であって、県が定める基準又は普及すべき技術モデル等に適合する場合

- 3 農畜産物等の新たな販売方式の導入については、直売方式のほか、インターネットを活用した販売方式、さらに、食の情報発信、農作業や農畜産物の加工体験を通して消費者との交流を併せ行う販売方式等があるので、農業者の新しい発想をいかした取組が促進されるよう留意するものとする。